

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

避難訓練・水防活動等に関する取組

【現状】

- 出水期前に、洪水対応演習を実施している。
- 出水期前に、行政機関や消防団と連携した防災パトロールを実施している。
- 豪雨等を想定した防災訓練や避難訓練を実施している。



防災避難訓練



防災パトロール

【課題】

- 近年、大規模な水害が発生しておらず、市民の訓練に対する意識の高さに差がある。
- 要配慮者の避難体制が確立できていない。

【課題を踏まえた検討事項】

- ・地域単位での実践的な防災訓練の実施と支援を引き続き実施
- ・地区防災士会等と連携した、災害時要配慮者に対する避難訓練の実施を検討

水防災啓発・防災教育等に関する取組

【現状・計画】

- 行政区単位で防災講習会等を開催。
- 市広報誌等による啓発を行い、防災意識の向上を図る。
- 市内の要配慮者利用施設の管理者に対し、防災に関する説明会を実施。



要配慮者利用施設管理者への説明会



市広報誌の特集による啓発



【課題】

- 出前講座等において子供の避難行動で主体となる保護者の参加がないなど、さらなる工夫が必要。
- 水防災に関する住民の意識に温度差がある(過去の水害被災経験の有無が、自主防災の活動率、参加率に大きく影響)。

【課題を踏まえた検討事項】

- ・関係機関と連携した、保護者・教員と子供が一体となった出前講座等の実施を検討
- ・ホームページや市報等を活用した「住民目線」の広報活動による啓発強化